

令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

新潟県立正徳館高等学校

令和 8 年 4 月 1 日

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携を図り、いじめ対策推進法制定の意義を踏まえ、下記の行動計画に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的、効果的に推進する。また、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むものでなく、学校が一丸となって組織的に対応する。

<新潟県立正徳館高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画>

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会について

本校では、教育相談等を担う「教育支援委員会」の機能も併せ持つ。

ア 委員

校長、教頭、いじめ対策推進・不登校担当教員、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、ほか教育支援委員

イ 実施する取組

(ア)未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案及び、実施状況の把握と改善
- ・全教職員対象のいじめ未然防止についての外部講師等による校内研修会等の企画・立案・実施

- ・要配慮生徒の把握と支援方法の検討等

(イ) 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの複数回実施と対応
- ・生徒の状況把握と情報共有の定期的な実施等

(ウ) いじめ認知時の調査方法、分担等の決定

- ・関係生徒や周囲の生徒への事実関係の聴き取り（必要に応じて緊急アンケート）
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）

(エ) いじめ認知時の指導方針と組織的な対応の決定

- ・いじめを受けた生徒（以下、被害生徒）、いじめを行った生徒（以下、加害生徒）への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・関係機関との連携

(オ) 学校相談業務

- ・相談室における生徒の悩み相談への対応、必要に応じた外部支援機関との連携

(カ) 特別支援教育

- ・特別に支援が必要とされる生徒への対応、支援

2 いじめの未然防止に向けて

(発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導(課題未然防止教育))

(1) 教職員研修の実施

ア 教職員研修を定期的に行う。

(2) 計画的な指導

ア 全体指導計画に基づき指導を行う。

イ 4月の入学当初から、人権意識への高い関心と人間関係づくりスキルを磨く授業を実施し、円滑な人間関係の構築に努める。

(3) いじめの起こらない学校づくり

教科・科目の授業、特別活動など様々な教育活動をとおして、いじめの起こらない学校づくりを行う。

ア 相談室の設置

・相談室で、生徒の悩みについての相談を行う。

イ 学級づくり及び学習指導の充実

・毎週月曜日のSHRにおいて、生徒の様子や状態を学年で観察する。

・「帰属意識の高い学級」「人権に配慮した学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

・「自信をもたせる授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

ウ 道徳教育・特別活動の充実

・人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、豊かな心を育み、生徒の道徳性を育成する。

・特別活動の特質を生かし、望ましい集団活動をとおして人間関係を築く力を育てる。

・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

エ 保護者・地域との連携

・保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」について周知する。

(4) ネットいじめへの対応

教科「情報」やLHR等を活用し、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア マッチングアプリ(出会い系)やブログ等に個人情報や安易に掲載しないこと。

イ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

(5) 指導上の留意点

ア 学校行事やLHRを通じて、年間を通じた体系的な指導を心掛け、特に4月当初に関しては、生徒の実態に応じた内容を計画に盛り込む。

イ 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、教育支援委員会を通じて情報共有を図り、全教職員で共通認識に基づいた指導を行う。

ウ 「いじめられる側にも問題がある」という認識に立たない。

3 いじめの早期発見に向けて

(課題予防的生徒指導(課題早期発見対応))

(1) 早期発見のための認識

ア 生徒が示す些細な兆候を見逃さないという共通認識を涵養する。

- (2) 早期発見のための手立て
 - ア 「学年会」で常時気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
 - イ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、早期発見に努める。
 - ウ 「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
 - エ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知する。
- (3) 生徒の安全の確保
 - ア 聴き取り後等は、保護者に直接引き渡すなど、情報を提供した生徒の安全確保を図る。

4 いじめの早期解決に向けて (困難課題対応的生徒指導)

- (1) 早期解決のための認識
 - ア 被害生徒やその保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - イ 加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 早期解決のための対応
 - いじめ対策委員会が中心となり、関係生徒への聴き取りや緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、外部専門家とも連携をとる。
- (3) 生徒・保護者への支援
 - ア 被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有し、早期解決のための協力を依頼する。
 - イ いじめを解決する方法については、被害生徒及びその保護者の意向を踏まえ、決定する。
 - ウ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
 - エ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - ア 生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - イ はやし立てるなどの行為はいじめを助長するものでいじめと同様であることを指導する。
 - ウ いじめを見たら、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (5) ネットいじめへの対応
 - ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、全教職員で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 警察との連携
 - ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、所轄警察署に通報し、連携して対処する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態発生の報告
 - 重大事態が発生し認知した際は、県教育委員会に重大事態発生の報告を速やかに行う。

(2) 調査組織の設置及び基本調査の実施（学校主体で調査を行う場合）

ア いじめ対策委員会を中心に調査組織を設置し、直ちに基本調査を実施する。調査組織には必要に応じて外部の専門家が参画する。調査結果を県教育委員会に報告する。

イ 基本調査に当たっては、以下の事項に留意する。

(ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

(イ) 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、被害生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先して行う。

(ウ) 質問紙調査の実施により得られた結果については、被害生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(エ) 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(オ) 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

(カ) 被害生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・被害生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・加害生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
- ・被害生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(キ) 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

(3) 追加・詳細調査の実施

ア 県教育委員会の指導・助言を受け、必要な追加・詳細調査を実施する。その結果を県教育委員会に報告する。調査の際は、基本調査と同様の事項に留意する。

(4) 調査結果の提供

ア 以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、被害生徒・保護者及び加害生徒・保護者に対して伝える。

(ア) 調査により明らかになった事実関係について、被害生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

(イ) 他の生徒のプライバシーの保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。

(5) 再発防止

県いじめ防止対策等委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組む。

(6) 調査後の生徒や保護者への対応

ア 被害生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

イ 加害生徒や保護者に対し、丁寧な対応と今後の支援についての情報提供を行う。

ウ 当該学級や学年への組織的なケアを実施するとともに、必要に応じて外部機関との連携を図り、支援を行う。

付記

いじめの定義

令和 2 年 新潟県条例第 59 号 令和 2 年 12 月 25 日公布

新潟県いじめ等の対策に関する条例より抜粋

(定義)

- 第 2 条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる※蓋然性の高いものをいう。
- 3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

重大事態の定義

平成 25 年 法律第 71 号

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項より抜粋（ ）内は追記

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（1号重大事態（生命心身財産重大事態））（自死を企図、重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（2号重大事態（不登校重大事態））（年間 30 日を目安、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する）

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

付則

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正